

令和4年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援
センター運営協議会 会議録（概要版）
（第1回会議）

1. 日時

令和4年9月29日（木） 13:30～15:30

2. 方法

対面とWebを併用した会議

3. 会議次第

1 開会

2 連絡・報告事項

- (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会の役割について
- (2) 正副会長選出
- (3) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
 - ア 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について
 - イ 亀岡市地域密着型サービス事業者の公募決定について
- (4) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 亀岡市地域包括支援センター令和3年度実績報告及び令和4年度活動計画について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター令和3年度収支決算及び令和4年度収支予算について
 - ウ 亀岡市地域包括支援センターの人員配置について
- (5) その他

3 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会の役割について
- ・資料2 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について
- ・資料3 亀岡市地域密着型サービス事業者の公募結果について
- ・資料4-1 令和3年度実績報告及び令和4年度活動計画について
- ・資料4-2 各地域包括支援センターからの活動報告について
- ・資料5 亀岡市地域包括支援センター令和3年度収支決算及び
令和4年度収支予算について
- ・資料6 亀岡市地域包括支援センターの人員配置について
- ・基礎資料 令和4年度亀岡市地域包括支援センター運営協議会
- ・地域包括支援センターリーフレット・「みんなのあんしん 介護保険」パンフレット

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市医師会 副会長	うえき たかのり 植木 孝宜
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 会長	おぎの しげる 荻野 茂
②保健、医療及び福祉関係者	京都府南丹保健所 企画調整課長	かわかつ りつこ 川勝 律子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市社会福祉協議会 事務局長	たかはし よりこ 高橋 依子
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	まえぶら ゆたか 前瀬 豊
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	たけがみ あつこ 竹上 淳子
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第2号被保険者	うえだ けん 上田 賢
⑤その他本会で必要と認められる者	井上合同事務所 司法書士	うえだ くみこ 上田 具美子
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市自治会連合会 幹事	ゆあき ゆたか 湯浅 豊
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市老人クラブ連合会 副会長	いずた とうきちろう 伊豆田 藤吉郎
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが 友永 まや

< 事務局 >

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課

<地域包括支援センター>

- ・ 亀岡地域包括支援センター 前川管理者
- ・ 南部地域包括支援センター 西村管理者
- ・ 中部地域包括支援センター 竹岡センター長
- ・ 西部地域包括支援センター 松田管理者
- ・ 川東地域包括支援センター 井本センター長
- ・ 篠地域包括支援センター 秦センター長
- ・ つつじヶ丘地域包括支援センター 岡本センター長

6. 主な会議内容

【開会】 <事務局>

【開会挨拶】 <健康福祉部長>

【新委員自己紹介】 <委員>

連絡・報告事項

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会の役割について
<事務局 資料説明>…資料1

(2) 正副会長選出 (敬称略)
会長：岡崎 祐司
副会長：上田 具美子

(3) 地域密着型サービス運営委員会
ア 亀岡市地域密着型サービス事業者等の指定・指導について
イ 亀岡市地域密着型サービス事業者の公募結果について
<事務局 資料説明>…資料2・資料3

【質疑応答】

<委員>

資料3「亀岡市地域密着型サービス事業所の公募結果について」の②小規模多機能居宅介護事業所 NODOKA RELIFE では、どのような実績があるのかと大井町のどの辺りで設置されますか。

<事務局>

NODOKA RELIFE 株式会社は、河原林町でのどか治療院をされており、事業内容としては訪問リハビリ（介護保険外）をされています。小規模多機能居宅介護事業所の設置場所としては大井町並河です。

<委員>

これまでに介護事業所としての運営実績はないということによかったですか。

<事務局>

介護事業所の運営実績はないのですが、介護サービスに近いような知識、経験をもっている事業所です。

(4) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 亀岡市地域包括支援センター令和3年度実績報告及び令和4年度活動計画について

<事務局 資料説明>…資料4-1

<各地域包括支援センターからの活動報告>…資料4-2

イ 亀岡市地域包括支援センター令和3年度収支決算及び令和4年度収支予算について

ウ 亀岡市地域包括支援センターの人員配置について

<事務局説明>…資料5・資料6

【質疑応答】

<委員>

1点目は、亀岡市地域包括支援センター運営方針（基礎資料P6）の9業務推進方針のイ職員の資質向上の（イ）文言で「センター職員は、性、性的志向、年齢、出自、国籍、職業などによる差別や他者の権利を脅かすことがないように行動します。」と記載していますが、「性、性的志向」という表現ではなく「性別、性自認、性的志向」という文言のほうがふさわしいと思います。文言の整理をお願いします。

2点目は、訪問や電話を通じての支援を行ううえで、直接支援、生活必需品、食料支援が必要な世帯もあると思います。その際に、亀岡市社会福祉協議会が実施している食料提供の事業や様々な関係機関、配布事業との連携などの情報共有を市町村としてバックアップしていけるように京都府や様々な関係機関と企画調整の中で推進していただきたいと思っています。

<会長>

指針の文言整理については、後程事務局から答えていただきたいと思っています。

<委員>

地域密着型サービス事業者の公募についてはどのようにされているのですか。

<事務局>

地域密着型サービス事業者の公募については、亀岡市内において小規模多機能居宅介護事業所は、日常生活圏域ごとに1つずつ設置するのが望ましいとしています。現在中部圏域には、小規模多機能居宅介護事業所がないので、中部圏域に事業をされる方を募集しました。

認知症高齢者グループホームについては、場所は指定せずに亀岡市全域で運営する事業所ということで募集をしました。公募については、認知症高齢者グループホームと小規模多機能居宅介護事業所の併設が望ましいという条件で募集していましたが、両方できるという事業所の応募はなく、それぞれの事業所で1か所ずつ応募がありました。それぞれの事業所を審査した結果、適正な事業所であると判断しましたので、1か所ずつ選定したという結果になっています。

<委員>

亀岡市内に小規模多機能居宅介護事業所は沢山できていると思うのですが、マンション型の老人ホームのようなところは要件が必要ですか。

<事務局>

資料に現在指定している事業所の一覧表があり、小規模多機能居宅介護事業所は7か所あります。マンション型老人ホームについては、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームと呼ばれるもので、介護の事業所指定を受けない別の種類の施設になります。

<委員>

亀岡市地域包括支援センターの地域課題だけでなく、運営上の課題をあげていただくことも必要だと思います。決算と予算をみた場合に、多くの地域包括支援センターで法人の補填が計上されています。ケアプランの作成により、本来の業務を圧迫しており、法人からの補填をしながらセンターの運営をしなければならない点に関して、市町村や京都府で補助金などの支援ができるのか教えていただきたいです。

<委員>

基幹型センターについてはどのようになっているのか報告をお願いします。

<事務局>

令和4年度の亀岡市地域包括支援センター運営方針については、昨年度に策定しておりますので、文言等については現状のままとなっています。令和5年度の策定の際に表記については見直していきたいと思います。

食料支援等の連携については、亀岡市生活相談支援センターがフードバンク等と連携をいただいておりますので、地域包括支援センターとの連携はよく聞いています。社会福祉協議会や人

権福祉センターでも食料支援をさせていただいており、いろいろな情報を得ていますが、地域包括支援センターに情報共有できていない部分もありますので、情報の連携については今後考えていきたいと思っています。

法人補填については、亀岡地域包括支援センターなど指定介護予防支援の部分が拡大している地域包括支援センターも出てきています。指定介護予防支援の部分が拡大してしまうと人材を配置しなければならず、経営状況が厳しくなってしまうことが課題であると考えています。

基幹型包括につきましては、時間の都合上、2月に開催します運営協議会におきまして改めて協議をさせていただきたいと思っています。今市の態勢も考えていますので、2月に検討をお願いできればと思っています。

<会長>

運営費の関係は毎年議論になっておりまして、運営協議会メンバーとしても委託費を上げてほしいと一致した意見ではあるのですが、市の財政当局や国の関係上の問題があると思っています。

地域包括支援センターがこれからの地域包括ケアのコアを担っていくのですが、国の制度を整えていかないと、全国的に厳しい状態は続いていくと我々も議論をしています。

<事務局>

資料5のスライド4に記載しているとおり、亀岡市が委託しているのは地域包括支援センターの包括業務になります。それ以外の部分で要支援者のプラン作成（指定介護予防支援業務）に係る費用と時間がかなり取られています。指定介護予防支援は地域包括支援センターでなければできないとなっていますが、包括業務をやればやるほど指定介護予防支援業務も増加し、市の委託業務ではない部分が増えていってしまう仕組みになっています。国は包括業務と指定介護予防支援業務を分けるよう指示していますが、現状分けられないという状況があり、地域包括支援センターの根幹的な課題となっていると考えています。

委託料につきましては、市の判断だけで決められるものではありません。介護保険制度において、地域包括支援センターの運営等に充てられる金額の上限は国で定められています。第8期亀岡市介護保険事業計画の中では3職種1人あたり100万円を上乗せして大幅な赤字が出ないように調整しています。

<委員>

会計基準でこのような決算予算書になっていると思うのですが、法人補填とは本来歳出に入るものではないのですか。全てのセンターが収支0になっているのはこういった意味があるのですか。

<事務局>

資料5のスライド5で記載していますとおり、収支決算の総収入と総支出を一緒にしているのは返還金が生じないための対策として行っています。令和3年度から地域包括支援センターの総支出と介護予防ケアマネジメント費、指定介護予防支援の収入、総額が同額であれば返還金は生じないこととなっています。

<委員>

赤字の場合はどうなるのですか。

<事務局>

赤字については返還金の対象となりません。

<会長>

先ほど指針の表現についてご指摘がありましたが、その他の部分も現状に応じて表現を変えたほうがよいことがあると思いますので、次回の会議で検討させていただければと思います。人権の表現をどうするかいろいろ議論があると思いますが、もう少し詰める必要があると思います。運営費などについては、制度上の難しい問題もあると思いますが、この運営協議会で検討いただければと思っております。

<事務局>

岡崎会長ありがとうございました。本日の議事を全て終了することができました。委員の皆さまにはご協力をいただきまして、誠に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。本日いただきましたご意見等につきましては、今後の地域包括支援センターの運営等に反映させていただきたいと思っております。

次回の会議については2月頃となります。令和5年度の運営方針や基幹包括支援センターの話につきましては議事でご案内させていただくことになると思います。ご案内させていただきました際にはご出席をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたりご参加いただき、慎重なご審議をいただきましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。

(15:30閉会)